

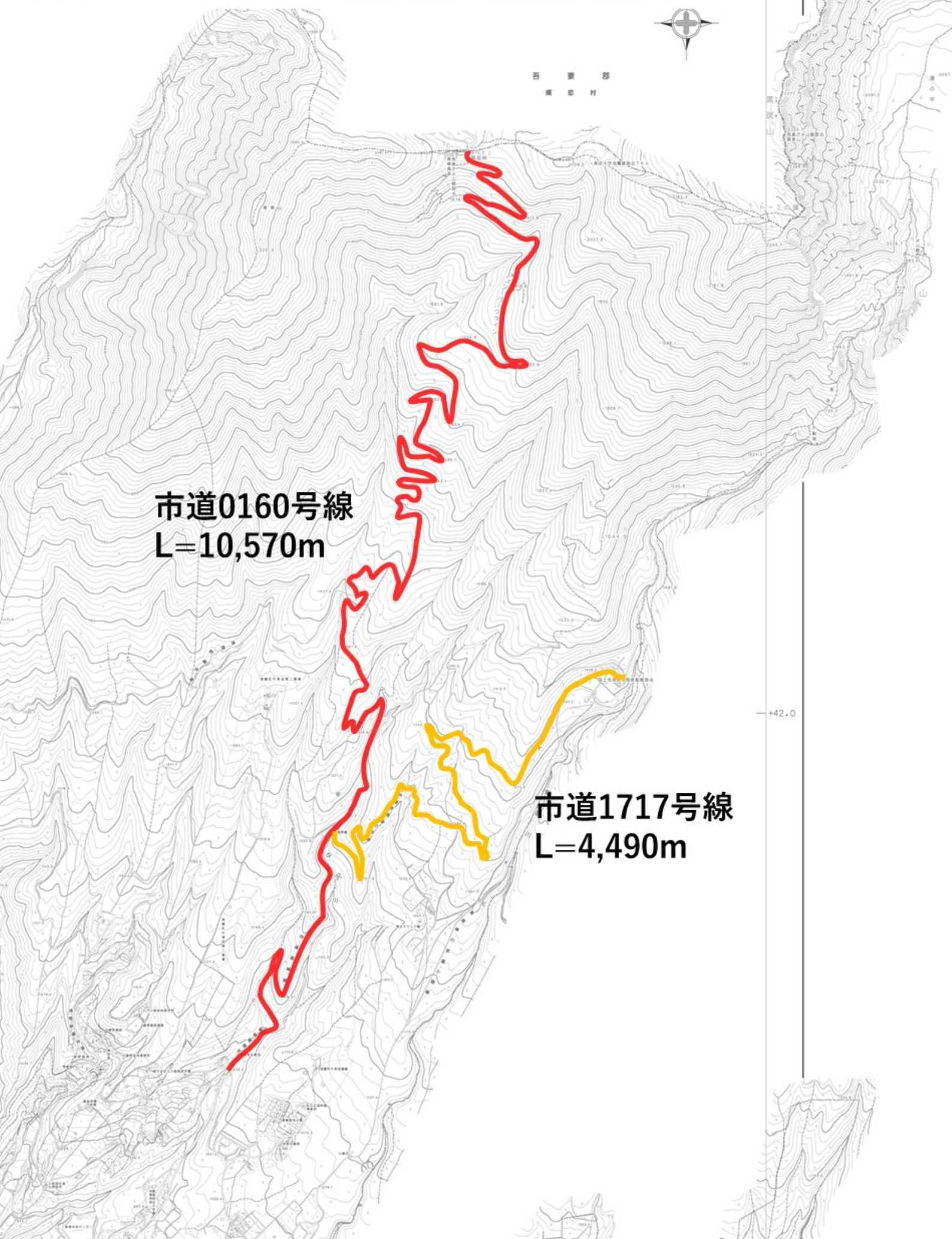
小諸市都市計画図



業務委託範囲

1:15,000

市道0106・1717号線除融雪業務位置図



業務内訳書

一般除雪工

内訳	数量	単位
除雪ドーザー（一般除雪）運転ホイール型（プラウ・バケット兼用）8t 持込	50	時間
除雪ドーザー（一般除雪）運転ホイール型（プラウ・バケット兼用）11t 持込	130	時間
ロータリー除雪車（一般除雪）運転ホイール 2ステージ型 90kw級 貸与	20	時間

凍結防止工

内訳	数量	単位
凍結防止剤散布装置運転 車載・乾式・ガソリン・コンベア式1～1.5m2 貸与	70	時間
袋詰凍結防止剤積込作業	60	トン

雪道巡回工

内訳	数量	単位
雪道巡回工	60	回

待機補償費

内訳	数量	単位
除雪機械運転要員待機補償費	5	回
情報員待機補償費	30	回

機械管理費

内訳	数量	単位
除雪ドーザー ホイール型（プラウ・バケット兼用）8t級 持込	1	台
除雪ドーザー ホイール型（プラウ・バケット兼用）11t級 持込	1	台

単価表

切刃損耗費表（プラウ等用切刃類）

装着機械の名称	装置名称	装置機械の規格	運転1時間当たり 切刃損耗表（円）
除雪ドーザー	Vプラウ	5～9t級	615
		11～14	677

タイヤチェーン損耗費表

機械の名称	規格	運転1時間当たり 損耗表（円）
除雪ドーザ	8t級	619
	11	904
凍結防止剤散布装置 除雪トラック用	トラック 普通型 2t積	237

令和7年度 市道 0106 号線（チェリーパークライン）等道路除融雪業務委託 仕様書

1 業務場所

市道 0106・1717 号線 小諸市己字高峰

2 業務期間

契約日 ～ 令和8年3月31日

3 業務内容

○パトロール結果の緊急的、定期的報告。事前事後の除融雪会議の出席。

○路面の安全通行を図るための、雪道の巡回および必要に応じた除雪作業と凍結防止剤散布作業。

4 留意事項

○受託者は本作業の作業主任者（正・副）を定め、小諸市に文書で報告する。

○作業毎に、FAX または電子メールによる速やかな作業報告を行うこと。

○作業に当たっては、事前に路面状況の把握をし、事故等無いよう十分に注意を払うこと。

○ロータリー除雪車（1 台）と凍結防止剤散布機（1 台）は、小諸市より借受ける。また、ロータリー除雪車のカギを受領し作業を行うものとする。

○凍結防止剤の購入及び小諸市より借受けたロータリー除雪車・凍結防止剤散布機の管理については小諸市の負担とする。

○凍結防止剤散布に使用する車両及び小諸市より借受けたロータリー除雪車以外の除雪機械の手配・管理等については受託者の負担とする。

○通常の市内除融雪業務もあることから、除雪機械は2台以上所有又はリースしていることとし、緊急時には市内優先で対応できるものとするため、長野県の除雪作業委託を受注していないこと。

○作業完了時には、ロータリー除雪車のカギは小諸市に返却する。

○受託者は、安全な交通確保に向けた相互協力を行うため、無料通信アプリの登録によって観光事業者等と密な連携を行う。また、現地の天気予報等を見ながら深夜早朝に関わらず連絡体制及び出動態勢を整えておくこと。

○降雪時等の除融雪体制は、極力道路上の雪を全て排除し路面を出すことを目標とし、危険を伴わずに走行できる路面状態にする。特に、日陰部や急勾配などの危険箇所については注意する。

○事前に業務に支障する樹木・路面の状況などを把握し、支障を来す恐れのある箇所については、文書（任意）で報告すること。

○連絡体制及び従事者報告書の提出をすること。

○使用機械届出書（任意）・車検証・自動車損害賠償責任保険証明書・特定自主検査記録票・写真・リース車両の場合はリース契約書の提出をすること。

令和 7 年度 市道除融雪業務特記仕様書（参考）

（除融雪の目標）

除融雪の目標は、あくまでも防滑装置（スタッドレスタイヤ、チェーン等）を装着した車が安全運転で走行できる状態までの路面管理である。道路上の雪を全て排除し路面を出すことが目標ではない。ただし日陰部や急勾配などの危険個所においては、状況に応じ、危険を伴わずに走行できる路面状態にする。【佐久建設事務所資料より】

（目標とする除雪水準の目安）

除雪路線の種類	除雪開始基準	目標水準
第 1 次路線（幹線道路）	10 cm以上の降雪が予想されるとき	・ 目標残雪厚 2 cm以下 ・ 2 車線確保 ・ 通勤通学時間までの作業完了 ・ バスの運行確保
第 2 次路線（補助幹線道路）	積雪 15 cm以上になったとき	・ 目標残雪厚 2 cm以下 ・ 通勤通学時間までの作業完了
第 3 次路線（大雪時のみ）	積雪 30 cm以上となり、区長の要請により、道路除雪対策本部長が指示したとき	・ 目標残雪厚 5 cm以下 ・ 1 車線と待避所確保

（車道除雪）

降雪により交通障害を発生させないように速やかに行うものとする。

（歩道除雪）

歩道除雪を実施する時期、箇所、実施方法は監督員の指示によるものとする。

また、地域の協力により、車道の機械除雪実施前に除雪が完了している歩道に排雪しないようにする。作業上、やむを得ない場合は、監督員の指示を仰いだうえで、ハンドガイド式除雪機等を使用し復旧する。

（凍結防止剤散布）

凍結防止剤については、発注者が提供する。

凍結防止剤のストックヤード及び積込機械については、受注者が用意する。

凍結防止剤の散布業務にあたっては、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないよう注意する。

凍結防止剤散布の出動基準は、気象状況や路面状況などから判断し、次の場合とする。

- ・ 路面が除雪開始基準に達しない場合で、圧雪が形成され路面凍結化するおそれがあるとき（予防散布）
- ・ 降雪や融雪により路面や圧雪表面が湿潤状態になり再凍結のおそれがあるとき
- ・ 凍結路面が発生し、車輛の円滑な走行が困難となるおそれがあるとき
- ・ その他監督員の指示によるとき

凍結防止剤の散布量は、予防散布時は 20g/m²程度、融解補助時は 30～40g/m²程度とし、状況により監督員の指示によるものとする。

（除雪機械待機）

監督員が大雪注意報・警報発令時以外に、夜間（20 時～8 時）の除雪に備えて待機を指示した場合は、指示した場所に待機対象の除雪機械及び運転要員等を待機させる。

出動については、監督員の指示による。

20 時～8 時の間に 3 時間以上の稼働があった場合は、待機補償費は支払われない。

（除雪機械運転要員待機）

夜間（20 時～8 時）に大雪注意報または警報が発令された場合は、運転要員を常に出動できる状態で待機させる。

運転要員は、出動基準に達した場合、もしくは監督員から指示があった場合は、直ちに
出動する。

稼働があった場合は、待機補償費は支払われない。

（情報員待機）

17 時発表の天気予報において、当日夜間から翌朝にかけて降雪予報が発令された場合、
情報員を待機させる。

情報員は、雪に関する情報、交通情報の収集整理をするとともに、除雪作業が必要となる
場合に備え、常時、運転要員との連絡がとれる状態にする。

（袋詰凍結防止剤積込）

袋詰凍結防止剤を積み込み、散布を行ったとき費用を支払う。

（雪道巡回）

積雪あるいは路面凍結が予想される際に受託者の自主的な判断で実施し、発注者が適合
と判断したとき費用を支払う。

雪道巡回中に、道路交通に異常が生じている場合、または、異常が生じる恐れがある場
合は、速やかに監督員へ報告し、その処置について指示を受ける。

（苦情処理）

業務中に市民から苦情または意見等のあったときは丁寧に対応し、直ちに監督員に報告
するとともに、適切な処置をとらなければならない。

（出来形確認）

工種	種別	積算単位	測定方法	測定基準	摘要
除雪工	除雪ドーザ 除雪グレーダ ロータリー除雪車 その他除雪機	10 分 切下げ	日報・月報 写真 作業開始時 作業中 作業終了時	1 回／日	※写真撮影は時刻の表示ができる機種を使用するか、それにかわる方法で作業時間の確認ができるようにする。
凍 結 防 止 剤 散布工	凍結防止剤散布車	10 分 切下げ	//	//	
雪道巡回工	ライトバン等	回	日報・月報 写真 作業中	//	
待機補償		回	日報・月報	//	

長野県と除雪および凍結防止剤散布業務を行っている受託者で、長野県の貸付車両にて

市道と長野県委託道路を連続作業する場合は、タスクメーターのコピーを提出することで出来形確認（作業開始時・作業終了時）とすることができる。ただし、タスクメーターのコピーに市道と長野県委託道路の作業開始時・作業終了時が明確となるように記入し、作業中の写真と併せて提出すること。

（除雪路線の状況把握）

降雪前に人家連担部、バス路線、バス停、マンホール、路面凹凸、雪寄せ場、排雪場、雪崩危険箇所、消火栓、防火水槽、交差点、横断歩道、踏切、つらら発生箇所、ごみステーション、郵便ポスト、スタック発生予測箇所等の把握をすること。

降雪前に優先除雪路線等を示す除雪計画書を作成し、承認を受けること。

（除雪の開始）

除雪計画書に基づき、優先除雪路線より作業を実施しなければならない。

大雪注意報・警報が発令している場合、降雪予報により長期間におよぶ降雪情報を入手した場合、連続降雪量が 50 cmを超える場合または発注者より指示がある場合は、連続除雪体制をとらなければならない。

（除雪目標）

除雪幅員は外側線位置までとする。

2 車線道路については、必ず 1 車線ずつ除雪作業を行い、センター除雪は行わない。

1 車線道路については、待避所を 50m に 1 箇所以上設ける。

付加車線および路線沿いに公共的施設（バス停、ごみステーション、消火栓、防火水槽等）がある場合、車道交通確保後、速やかに除雪する。

（凍結防止剤散布受託者との連携）

除雪業務受託者は速やかに凍結防止剤散布が開始できるように、事前に凍結防止剤散布受託者へ除雪作業時間等を連絡する。

（遅延の報告）

除雪作業に遅れが生じる場合、速やかに発注者へ報告をする。

（交代要員の確保）

長時間の連続除雪やインフルエンザ等の流行に備え、交代要員を用意するなど、除雪体制を確立しなければならない。

（精算）

出来形書類は契約に基づき、月ごとにまとめて提出する。

注意事項

（共通事項）

- 除雪、散布機械については、常に安全に作業が行える状態を保つよう、日常管理を適切に行うとともに、除雪、散布作業にあたっては、第三者や作業従事者の安全確保、および事故防止に努めること。
- 除雪、散布作業は、運転者および助手（または作業員）の 2 名で行うこと。除雪機械等が一人乗りの場合は、助手はライトバン等により先導し、除雪作業中の安全管理を行うこと
- 運転者は、法令で定められた免許所有者、または車両系建設機械運転技能講習修了証が必要な場合は、修了者に限ること。
- 作業は、視界が確保できる状況で行うように努めること。また、霧や地吹雪等で周囲の視界確保が困難な場合は、作業を一時中止するなど、安全な状況での作業に努めること。
- 深夜または早朝の作業が多いため、除雪従事者は体調を整え、良好な状態で作業にあたるよう心掛けること。
- 作業中は、第三者に対して迷惑をおよぼさないよう、注意すること。
- 除雪機械及び散布機械の無理な使用は避けること。
- 運転者および助手は、作業終了後、作業車の清掃、点検を行い、いつでも使用できるように整備しておくこと。
- 作業中に事故等が発生した場合は、直ちに応急処置を行うとともに、関係機関等へ速やかに連絡をすること。
- 現場の状況により、特別な安全措置が必要な場合は、監督員と協議のうえ、必要な措置をとること。

（除雪関係）

- 除雪作業は、発注者からの出動命令のほか、降雪が除雪開始基準に達し、交通に支障をおよぼす恐れがある場合に機械を出動させ、目標水準を目安として作業をすること。
- 事前に除雪路線の状況、障害物、気象条件等を十分に把握し、作業にあたっては、凍結防止剤散布業務受託者と連携を図り、効率的かつ効果的な除雪を行うこと。
- 出動時間は、地域や気象条件により異なるが、通勤通学ならびにバス等の通行に支障がないよう除雪すること。
- 除雪作業中は、天候にかかわらず除雪機械の前照灯および黄色回転灯を点灯し、「除雪中」の看板を取り付けること。
- 必ず自動車登録番号標（ナンバープレート）の付いた除雪機械を使用すること。また、長野県公安委員会へ道路維持作業用自動車届出がされていること。

- 除雪機械には、赤色旗、発煙筒、ライトを備え付けること。
- 助手は、主として除雪作業中の安全管理にあたるものとし、その他除雪機械の整備点検、給油脂、清掃作業等を運転者と協力して行うものとする。
- 除雪機械の周囲の安全が十分確認できないときは、助手は降車して周囲の安全を確保すること。
- 歩道除雪区間の前後等には、「除雪中」の標識を設置し、作業中であることを周知すること。除雪区間が長距離の場合は、適宜移動させること。
- 歩道除雪箇所を近隣住民に周知し、注意を喚起すること。
- 歩道を除雪する場合、運転者が運転を行い、助手は先導、後方確認等を行うものとする。この際、助手は自らの安全の確保にも努めること。
- 歩行者等が除雪機械の側方等を通過せざるを得ない場合は、運転者は作業を中断し、助手は安全確保を図りながら歩行者を誘導すること。

（散布作業関係）

- 凍結防止剤散布作業は、発注者からの出動命令のほか、降雪、凍結等により交通に支障をおよぼす恐れのある場合に行うこと。
- 事前に散布路線の状況、障害物、気象条件等を十分に把握し、作業にあたっては、除雪業務受託者と連携を図り、効率的かつ効果的な散布を行うこと。
- 出動時間は、地域や気象条件により異なるが、通勤通学ならびにバス等の通行に支障がないよう散布すること。
- 夜間作業であって、視界が狭く作業が困難なときは、作業車を低速にするとともに、パトロール車を先導または後続させる。
- 助手は、作業中原則として作業車の助手席に位置し、作業の指示、通行車両に対する警戒指示および誘導等を行うものとする。